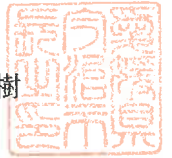


今治市契約規則（平成 17 年規則第 63 号）第 5 条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札を執行するので、同規則第 6 条第 1 項の規定により公告する。

令和 6 年 11 月 1 日

今治市長 徳永 繁樹



1 売 払 物 件

物件 番号	品名	メーカー (型式)	数量・単位
1	小型船舶（ひまわりⅡ）	ヤマハ (FR 2 6)	1 隻

※物件の詳細は船舶明細書を確認してください。

2 申 込 者 の 資 格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定（当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しない者。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号又は今治市契約規則第 3 条のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年間を経過しない者でないこと、また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法の規定による更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (4) 今治市暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 3 号の規定に該当しない者
- (5) 地方自治法第 239 条第 2 項の規定により、物品を譲り受けることができないとされた本市の職員でないこと

3 担当部署

- (1) 入札及び契約に関する担当部署

今治市役所総務部総務政策局契約課

〒794-8511 今治市別宮町 1 丁目 4 番地 1 本庁第 2 別館 7 階

TEL : 0898-36-1560

FAX : 0898-32-5284

E-MAIL : keiyaku@imabari-city.jp

- (2) 物件に関する担当部署

今治市役所関前支所住民サービス課

〒794-1192 今治市関前岡村甲 732 番地

TEL : 0897-88-2111

FAX : 0897-88-2350

E-MAIL : sekizen1@imabari-city.jp

4 スケジュール

公告	令和6年11月1日（金）
物件見学会	令和6年11月18日（月）
質問受付締切	令和6年11月20日（水）
入札参加手続締切	令和6年11月26日（火）
入札書到着期限	令和6年12月9日（月）
開札日	令和6年12月10日（火）
契約保証金支払期限	令和6年12月20日（金）
買受代金支払期限	令和7年1月8日（水）
日本小型船舶検査機構への移転登録期限	買受代金支払日から15日以内
引渡し期限	令和7年2月14日（金）

5 物件見学、質問及び回答

（1） 物件見学

ア 日時 令和6年11月18日（月）午前10時から午後2時

イ 場所 岡村港（今治市関前岡村）

（注）現場までの往復の交通費は個人負担とします。

ウ 見学は予約制としますので、物件見学前日の午後5時15分までに「3（2）物件に関する担当部署」に電話により申し込みください。

（2） 質問

ア 提出期間

令和6年11月1日（金）から 令和6年11月20日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで（必着）

イ 提出場所

前記「3（1）入札及び契約に関する担当部署」

ウ 提出方法

提出期間内に、質問書（様式第1号）を持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出することとします。（ファクシミリ又は電子メールの場合は、前記「3（1）入札及び契約に関する担当部署」に着信を確認してください。）

なお、口頭又は電話による質問は、原則受け付けないこととします。

(3) 回答

今治市契約課ホームページにおいて公開します。

6 入札参加手続

(1) 受付期間

公告日から令和6年11月26日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午後8時30分から午後5時15分まで(必着)

(2) 提出場所

前記「3 (1) 入札及び契約に関する担当部署」

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書(様式第2号)

イ 令和5年度市町村民税納税証明書(写し可)

ウ 登記事項証明書(法人の場合に必要、入札参加申込書提出時の直前3か月以内に発行されたもの、写し可)

エ 身分証明書(個人の場合に必要、官公署発行の顔写真付証明書(1点以上)又は官公署発行の証明書(2点以上)、写し可)

オ 上記以外の書類で、入札の参加資格を確認するため必要とする書類(随時)

今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱及び今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱の規定により入札参加資格者として認定されている方は、イ～エの提出は不要です。

なお、提出された書類は入札参加確認の資料に使用するもので、他の目的には使用いたしません。

また、一度提出された書類は、返還できませんのでご了承ください。

(4) 提出方法

提出期間内に6 (3) に掲げる書類を持参、郵送(郵送による場合には、書留郵便とし、封筒の表に件名並びに入札参加希望者の住所及び商号又は名称を記載し、「入札参加資格申込書在中」と朱書してください。)

(5) 入札参加決定の通知

入札参加決定者には、入札参加決定通知書を電子メールにて送付します。

なお、入札書等様式については、決定通知書と併せて送付します。

7 開札日時及び場所

入札は郵便入札で実施します。

(1) 入札書到着期限 令和6年12月9日(月) 必着

(2) 開 札 日 時 令和6年12月10日(火) 午前9時00分から

(3) 開 札 場 所 今治市役所庁舎 第1別館 8階入札室

8 入札方法等

- (1) 入札は「一般書留」または「簡易書留」のいずれかによる郵送に限るものといたします。詳細につきましては、決定通知書と併せて送付する「入札説明書」でご確認ください。
- (2) 消費税、地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には消費税込みの金額を記載してください。
- (3) 有効な入札を行った方のうち、予定価格（消費税込みの金額）以上で最も高い金額を提示した方を落札者とします。入札者が1者の場合でも当該入札を有効とします。
また、落札者となるべき同価格の入札をした方が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。
- (4) 1 回目の入札で、全者が予定価格（消費税込みの金額）未満の場合等で、落札者が決定しなかった場合は再度入札（郵便入札）を行います。この場合は、1 回目の開札後、速やかに1 回目の最高入札価格及び再度入札の入札書提出期限等を電子メール等で、入札参加者に通知しますので、提出期限までに再度、入札書を郵送してください。

9 入札保証金

- (1) 入札保証金として、入札書郵送までに契約希望金額の100分の5（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の金額を納めていただきます。
- (2) 決定通知書と併せて入札保証金用の納付書を送付します。支払い後、入札書と併せて入札保証金の領収書（写し）を郵送してください。
- (3) 落札されなかった方へは、返還請求書を受領後、口座振替にてお返しします。
- (4) 入札保証金を返還する際には、利息は付さないものとします。
- (5) 落札された方の入札保証金は、契約が締結されるまでお預かりします。

10 入札の無効

次の各号いずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 「一般書留」、「簡易書留」以外の方法で入札書を提出したもの
- (2) 入札書を同一案件につき2通以上提出したもの
- (3) 封筒及び入札書等に入札件名等の必要事項が記載されていないもの
- (4) 封筒と入札書等の記載内容が一致しない入札をしたもの
- (5) 入札書の記載事項が不明なもの又は記名及び押印がないもの並びに金額を訂正したもの
- (6) 納付すべき入札保証金を納付していないもの又はその額が不足するもの
- (7) 入札書到着期限を過ぎて到着したもの

11 契約書作成の要否

要

12 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札決定後、当該契約の締結までの間において、当該落札者が「2 申込者の資格」に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがあります。

13 異議の申立て

入札を行った者は、入札後、今治市契約規則、仕様書等について不明を理由として異議を申し立てることができません。

14 契約締結及び契約保証金

(1) 落札決定後、10 日以内に契約を締結するものとし、期日までに契約できないときは落札決定を取り消すとともに、入札保証金は今治市に帰属するものとします。

(2) 落札者は、契約保証金として、契約締結の際に契約金額の 10 分の 1 以上の金額を令和 6 年 12 月 20 日（金）までに納めていただきます。その際に買受代金を納入する場合には、契約保証金は必要ありません。

なお、入札保証金を契約保証金、売買代金に充当することができます。

(3) 契約後に買受人の都合で契約が履行できないときは、契約を解除するとともに、契約保証金は今治市に帰属するものとします。

15 売却の条件

(1) 契約締結後に今治市が発行する納入通知書により令和 7 年 1 月 8 日（水）までに売払代金を納入してください。なお、契約保証金を納入しない場合は、契約保証金の納入期日までに売払代金を納入してください。

(2) 売払代金の納入を確認し次第、移転登録のための「譲渡証明書」を発行します。買受人は売買代金支払日から 15 日以内に日本小型船舶検査機構で移転登録を行ってください。

なお、移転登録に係る費用は買受人の負担とします。

(3) 機構から交付された「登録通知書（写し）」を提出してください。本書の提出を確認した後に物件を引き渡します。引渡し期限は令和 7 年 2 月 14 日（金）です。

売却物件について、引渡し後は当市に重大な過失又は瑕疵がないかぎり一切の責任を負いません。

(4) 本線は現況有姿で引き渡すものとし、搬出及び検査等に係る経費はすべて買受人の負担とします。

(5) その他記載のない事項においては、別途協議を行うものとします。

16 その他

公告に定めのない事項については、今治市契約規則、今治市一般競争入札実施要領等の規定によるものとします。